

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関係事業主 殿

令和7年7月1日
(一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 佐久労働基準協会
各労働基準協会

〔建設業〕職長・安全衛生責任者教育

開催のご案内

労働安全衛生法第60条では、事業場で新たに職長等の第一線現場監督者に就くことになった者に対して、事業者は、法定の安全衛生教育である「職長教育」を行わなければならない旨規定しています。また、建設業における安全衛生責任者に対する教育については、職長教育を併せた「職長・安全衛生責任者教育」を受ければ、職長及び安全衛生責任者の教育を同時に修了することが出来ることになっています。

当会では、下記により法令に基づく建設業における「職長・安全衛生責任者教育」を開催することと致しましたので、関係者が受講され安全衛生管理活動の一層の推進が図られますようご案内申し上げます。この教育は、事業主に代って本会が実施するものです。本教育を修了された方には修了証を交付致します。なお、「職長教育を行わなければならない業種」等については、本案内4頁をご覧ください。また、安全衛生責任者教育のみの受講は行っておりません。

記

1. 講習の日時、会場、締切日、定員 ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和7年9月1日(月)-2日(火) 2日とも8時40分から受付をし、9時開講です。			
会場	佐久市市民創錬センター 長野県佐久市猿久保 165 番地 1			
締切日	令和7年8月20日(水)	定員	48名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます

2. 申込方法

- (1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申し込み下さい。(所在地は申込書の裏面に記載してあります。)
(2) 提出書類 受講申込書 (受講料及びテキスト代を添えてお願いします。)

3. 受講料 (消費税含む)

- (労働基準協会会員事業場在籍者) 1名 17,600 円 [内訳: 本体 16,000 円 消費税 (10%) 1,600 円]
(" 会 員 外 ") 1名 22,000 円 [内訳: 本体 20,000 円 消費税 (10%) 2,000 円]

4. テキスト代 (消費税含む) 「新版 職長・安全衛生責任者教育テキスト」 ※テキスト代は改定される場合があります。

1冊 2,640 円 [内訳: 本体 2,400 円 消費税 (10%) 240 円]

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い (またはお振込み) ください。

5. 修了証の交付

全科目を受講した方に2日目の修了式で修了証を交付します。

なお、8月21日以降に受講申し込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった方には後日郵送いたします。
(郵送代 460 円ご負担下さい。)

6. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具を携行して下さい。
- (2) 申し込み受付後の取消しは、8月25日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。(労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。)

7. 講習科目、時間及び講師

月日	講 習 科 目	時 間	講 師
第一日目	オリエンテーション	8:55～	榊守谷商会安全環境管理室 CFTトレーナー 酒井 清隆 氏
	職長・安全衛生責任者の役割 統括管理体制と職長・安全衛生責任者の職務 事業者が行う安全衛生管理	9:00～10:00	
	作業員に対する指導及び教育の方法 指導及び教育の基本原則及び効果的な進め方 新規入場者教育	10:00～11:00	
	危険性又は有害性等の調査と低減措置等 建設業のリスクアセスメント	11:00～11:30	
	建設業のリスクアセスメントの実施 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(コスモス) 作業手順書の作成とリスクアセスメント【実技】	11:30～12:00 13:00～16:00	
	作業員の適正配置	16:00～16:30	
	機械、設備等の具体的改善方法	16:30～17:00	
第二日目	職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル 安全施工サイクルの仕組み、職場体操、安全朝礼 安全ミーティング 危険予知活動(現地KY)の方法【実技】 作業開始前の点検、作業中における効果的な監督・指導、 現場巡視、作業間連絡調整(安全工程打合せ)の進め方、 建設廃棄物の処理	9:00～11:00	榊守谷商会安全環境管理室 CFTトレーナー 酒井 清隆 氏
	作業終了時の措置、作業変更時の措置、職長会(リーダー会) の活動、災害防止協議会	11:00～11:30	
	関心の保持と創意工夫を引き出す方法 ヒューマンファクター(人間行動特性)とヒューマンエラー 災害防止への関心の保持 作業員の創意工夫を引き出す方法	11:30～12:00	
	異常時、災害発生時における措置 異常時における措置、災害発生時における措置 災害調査と災害防止対策、災害事例研究【実技】	13:00～17:00	
	修了式	17:00～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。

8. そ の 他

- (1) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (2) 昼食は斡旋しませんので、各自ご持参下さい。

留意事項	申込書及び受講票の受講者氏名欄へ記入してください。※欄は記入しないこと。 太線内は、修了証の記載事項になりますので、特に正確に記入してください。
------	---

9月1日・2日 佐久市会場

〔建設業〕職長・安全衛生責任者教育申込書

フリガナ		※協会名	※受講 No.
氏名			
※字体等不明瞭な場合は後日交付になります。送料はご負担ください。			
生年月日	昭和 年 月 日 平成		
現住所 〒番号必須	〒 ー 都・道・府・県		
		労働基準協会 会員関係	加入されている労働基準協会名を【 】内に必ずご記入下さい。 加入されていない場合は会員外に〇をご記入下さい。 【 】労働基準協会・会員外
上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日 〒 ー			
事業場所在地		申込担当者所属	
事業場名		" 氏名	
事業主職氏名		TEL () FAX ()	

(一社)長野県労働基準協会連合会長 殿

ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生関係法令に基づき、講習修了の履歴、修了証の発行を行うもので、個人情報保護法により、目的以外に使用すること、第三者への提供等は禁止されております。個人情報は当連合会が責任を持って管理し、本講習以外の目的には使用しません。

協会使用欄	受講料	テキスト代	領収月日	※領収者	※受講番号
	¥17,600-(会員) ¥22,000-(会員外)	¥2,640-	/		

受講者氏名を記入し、切り取らないで下さい

職長・安全衛生責任者教育 受講票

※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

※協会名	※受講 No.	受講者氏名	講習月日 R7年9月1日・2日 講習会場 佐久市市民創縁センター

※8時40分から8時55分の間にこの受講票を提示して受付を済ませて下さい。
※会場の空調に温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。

※1日目		※2日目	
------	--	------	--

新型コロナウイルス感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

参 考

1. 「職長教育を行わなければならない業種」は、次のとおりです（労働安全衛生法施行令第19条）。

(1) 建設業

(2) 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。

イ たばこ製造業

ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）

ハ 衣服その他の繊維製品製造業

ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）

(3) 電気業 (4) ガス業 (5) 自動車整備業 (6) 機械修理業

2. 教育の対象となる「職長等」とは、職長、班長、組長、リーダー等常に現場にいて、直接労働者の作業の進め方を指導、監督する立場にある者をいい、第一線の現場監督者がこれに当たります。一般にこのような立場にある人は職長と呼ばれていますが、名称にかかわらず、実際にそのような立場に就くこととなった人は教育の対象となります。

3. 「安全衛生責任者」とは、建設工事現場における関係請負人の安全衛生管理体制を確立するため、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者（特定元方事業者）以外の請負人にその選任が義務付けられており、統括安全衛生責任者からの指示、連絡を受け、これを関係者に伝達する等の措置をとる請負人の現場の管理者をいいます（労働安全衛生法第16条第1項）。

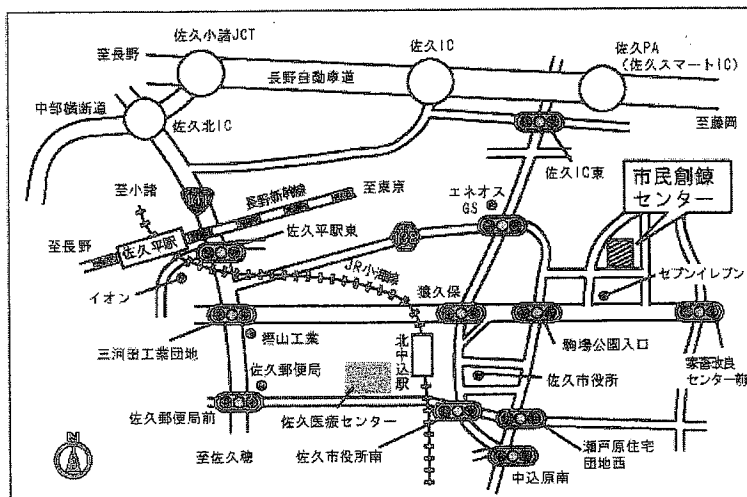
また、安全衛生責任者を選任した請負人は、選任の旨を特定元方事業者に対し、遅滞なく通報しなければなりません（労働安全衛生法第16条第2項）。

労働基準協会所在地

講習会の申込みは最寄りの労働基準協会へ

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-11 岡谷商工会館 3階 301号室	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601
(一社) 長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3 ホームページ http://www.nagatoroukiren.or.jp	026-223-0280・223-0277

会場案内図



佐久市市民創練センター

所在地：佐久市猿久保 165-1

電話：0267-66-0551

交通案内：JR 佐久平駅より 車で 12 分

JR 北中込駅より 徒歩 15 分

佐久 IC より 車で 13 分